

# 公 告

## 「災害時における河川災害応急復旧業務【一般土木】に関する協定」について

標記について、協定締結に参加希望される方は下記により申請してください。

平成30年2月1日  
国土交通省関東地方整備局  
下館河川事務所長  
里村 真吾

### 記

#### 1. 協定の目的

下館河川事務所の管理する河川施設等において発生した災害の応急復旧について、これに必要な資機材、労力等の確保及び動員の方法を定め、災害の拡大防止と被災施設の早期復旧に資することを目的とする。

#### 2. 協定の内容

- |            |                   |
|------------|-------------------|
| (1) 協定書(案) | 別冊のとおり            |
| (2) 協定区間   | 別紙－1下館河川事務所直轄管理区間 |

#### 3. 申請書類

- |                               |              |
|-------------------------------|--------------|
| (1) 申請書                       | 様式－1         |
| (2) 調査票                       | 様式2－1、2－2    |
| (3) 保有先位置図                    | (5万分の1程度の縮尺) |
| (4) 会社(本社又は本店)から最寄りの直轄区間までの地図 | (5万分の1程度の縮尺) |
- ※調査票は平成30年2月22日現在で作成する。

#### 4. 申請者の条件

関東地方整備局における一般競争参加資格の認定を受けている者のうち、次に掲げる条件すべて満足する者とする。

- (1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)(以下「予決令」という。)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 関東地方整備局(港湾空港関係を除く。)平成29・30年度一般競争(指名競争)入札参加資格業者のうち「一般土木C等級以上又は維持修繕工事」に認定されている者であること(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、関東地方整備局長(以下「局長」という。)が別に定める手続きに基づく一般競争(指名競争)入札参加資格の再認定を受けていること。)
- (3) 会社更生法に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者((2)の再認定を受けた者を除く。)でないこと。
- (4) 資料の提出期限の日から協定締結までの期間に、関東地方整備局長から工事請負契約に係わる指名停止等の措置要領に基づく指名停止を受けてないこと。

- (5) 協定締結を希望する下館河川事務所各出張所管理区域から直線距離で50 km 以内にある以下の市町村に建設業法に基づく本社又は本店を有すること。  
また、希望以外の出張所管理区域について協定締結の意志を確認する場合がある。  
その場合は50 km 以内を問わない。

①. 氏家出張所

(栃木県)

宇都宮市、栃木市、佐野市、鹿沼市、日光市、小山市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、下野市、上三川町、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町、壬生町、野木町、塩谷町、高根沢町、那須町、那珂川町

(茨城県)

水戸市、古河市、石岡市、結城市、下妻市、常陸太田市、笠間市、つくば市、常陸大宮市、那珂市、筑西市、桜川市、城里町、大子町、八千代町

②. 石井出張所

(栃木県)

宇都宮市、足利市、栃木市、佐野市、鹿沼市、日光市、小山市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、下野市、上三川町、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町、壬生町、野木町、塩谷町、高根沢町、那須町、那珂川町

(茨城県)

水戸市、土浦市、古河市、石岡市、結城市、下妻市、常総市、常陸太田市、笠間市、つくば市、ひたちなか市、常陸大宮市、那珂市、筑西市、坂東市、かすみがうら市、桜川市、小美玉市、茨城町、城里町、大子町、八千代町、五霞町、境町

③. 伊讚出張所

(茨城県)

水戸市、土浦市、古河市、石岡市、結城市、龍ヶ崎市、下妻市、常総市、笠間市、取手市、牛久市、つくば市、守谷市、常陸大宮市、那珂市、筑西市、坂東市、稲敷市、かすみがうら市、桜川市、行方市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、茨城町、城里町、美浦村、阿見町、八千代町、五霞町、境町、利根町

(栃木県)

宇都宮市、足利市、栃木市、佐野市、鹿沼市、日光市、小山市、真岡市、矢板市、さくら市、那須烏山市、下野市、上三川町、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町、壬生町、野木町、塩谷町、高根沢町、那珂川町

④. 鎌庭出張所

(茨城県)

水戸市、土浦市、古河市、石岡市、結城市、龍ヶ崎市、下妻市、常総市、笠間市、取手市、牛久市、つくば市、潮来市、守谷市、筑西市、坂東市、稲敷市、かすみがうら市、桜川市、行方市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、茨城町、城里町、美浦村、阿見町、河内町、八千代町、五霞町、境町、利根町

(栃木県)

宇都宮市、足利市、栃木市、佐野市、鹿沼市、小山市、真岡市、下野市、上三川町、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町、壬生町、野木町

⑤. 真岡出張所

(栃木県)

宇都宮市、足利市、栃木市、佐野市、鹿沼市、日光市、小山市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、下野市、上三川町、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町、壬生町、野木町、塩谷町、高根沢町、那珂川町

(茨城県)

水戸市、日立市、土浦市、古河市、石岡市、結城市、下妻市、常総市、常陸太田市、笠間市、牛久市、つくば市、ひたちなか市、常陸大宮市、那珂市、筑西市、坂東市、かすみがうら市、桜川市、行方市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、茨城町、大洗町、城里町、東海村、大子町、美浦村、阿見町、八千代町、五霞町、境町

⑥. 黒子出張所

(茨城県)

水戸市、土浦市、古河市、石岡市、結城市、龍ヶ崎市、下妻市、常総市、笠間市、取手市、牛久市、つくば市、ひたちなか市、守谷市、常陸大宮市、那珂市、筑西市、坂東市、稲敷市、かすみがうら市、桜川市、行方市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、茨城町、大洗町、城里町、美浦村、阿見町、河内町、八千代町、五霞町、境町、利根町

(栃木県)

宇都宮市、足利市、栃木市、佐野市、鹿沼市、日光市、小山市、真岡市、さくら市、那須烏山市、下野市、上三川町、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町、壬生町、野木町、高根沢町

⑦. 水海道出張所

(茨城県)

水戸市、土浦市、古河市、石岡市、結城市、龍ヶ崎市、下妻市、常総市、笠間市、取手市、牛久市、つくば市、潮来市、守谷市、筑西市、坂東市、稲敷市、かすみがうら市、桜川市、行方市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、茨城町、城里町、美浦村、阿見町、河内町、八千代町、五霞町、境町、利根町

(栃木県)

栃木市、佐野市、小山市、真岡市、下野市、上三川町、益子町、茂木町、壬生町、野木町

⑧. 藤代出張所

(茨城県)

土浦市、古河市、石岡市、結城市、龍ヶ崎市、下妻市、常総市、笠間市、取手市、牛久市、つくば市、鹿嶋市、潮来市、守谷市、筑西市、坂東市、稲敷市、かすみがうら市、桜川市、神栖市、行方市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、茨城町、美浦村、阿見町、河内町、八千代町、五霞町、境町、利根町

(栃木県)

真岡市、野木町

(6) 緊急時に建設機械(バックホウ、ブルドーザ、タンプトラック)が、おのおの1台以上手配(リースを含む)できない場合は欠格とする。

(7) 関東地方整備局(港湾空港関係を除く。)発注工事で、一般土木工事、維持修繕工事に

おける平成27年4月1日から平成29年3月31日までの工事成績評定点の平均点が2年連続で60点未満でないこと。

- (8) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (9) 対策訓練又は講習会を開催する場合は参加できること。
- (10) 災害協定に基づき施工業者等と請負契約を取り交わす時点において、施工業者等が法定外労働災害補償制度に加入していること。また、当該法定外労働災害補償制度は、元請・下請を問わず補償できる保険であること。

なお、法定外労働災害補償制度には工事現場単位で随時加入する方式と直前1年間の完成工事高により掛金を算出し保険期間内の工事を保険対象とする方法とがあり請負契約の条件となる保険は、いずれかの方式であっても差し支えない。

ただし、管内事務所が施工業者等と災害協定を締結する時点において、施工業者等が法定外労働災害補償制度に加入していることは条件としない。

## 5. 評価項目

申請者の条件に欠落がある場合は審査の対象外とする。下記における評価項目についてそれぞれ評価を行い、各々評価点を算出し上位のものから選定する。なお、評価項目毎における評価点の最高点の合計を100点とする。

評価項目	評価基準		評価点	
<b>災害時の体制</b>				
災害復旧のためのバックホウ (0.45m <sup>3</sup> 以上)の確保について  (貴社保有機械有りの場合、リース機械は 評価しません)  注)ただし、バックホウ(0.45m <sup>3</sup> 未満)の保有 機械は、1台に対して0.5台として評価 する。	貴社保有機械	4台以上 注)	10	
		2～3.5台 注)	8	
		0.5～1.5台 注)	6	
	リース機械	15km以下 ※	4	
		30km以下 ※	2	
		30km超え ※	0	
		手配出来ない	欠格	
	※ 4. 申請者の条件(5)に該当する本社及び本店からの距離(直線距離)			
	災害復旧のためのブルドーザ (3t 以上)の確保について  (貴社保有機械有りの場合、リース機械は 評価しません)  注)ただし、ブルドーザ(3t 未満)の保有機械 は、1台に対して0.5台として評価する。	貴社保有機械	4台以上 注)	10
			2～3.5台 注)	8
0.5～1.5台 注)			6	
リース機械		15km以下 ※	4	
		30km以下 ※	2	
		30km超え ※	0	
		手配出来ない	欠格	
※ 4. 申請者の条件(5)に該当する本社及び本店からの距離(直線距離)				
災害復旧のためのダンプトラック (2t 車以上)の確保について  (貴社保有機械有りの場合、リース機械は 評価しません)		貴社保有機械	7台以上 注)	10
			3～6.5台 注)	8
	0.5～2.5台 注)		6	
	リース機械	15km以下 ※	4	
		30km以下 ※	2	
		30km超え ※	0	

注)ただし、ダンプトラック(2t 車未満)の保有機械は、1台に対して0.5台として評価する。	手配出来ない	欠格	
災害復旧のための移動式クレーン(4.9t 吊以上)の確保について	※ 4. 申請者の条件(5)に該当する本社及び本店からの距離 (直線距離)		
(貴社保有機械有りの場合、リース機械は評価しません)	貴社保有機械	2台以上 注)	10
		0.5～1.5台 注)	8
	リース機械	15km以下 ※	6
		30km以下 ※	4
		30km超え ※	2
	手配出来ない	0	
注)ただし、移動式クレーン(4.9t 吊未満)の保有機械は、1台に対して0.5台として評価する。	4. 申請者の条件(5)に該当する本社及び本店からの距離 (直線距離)		
※保有先等を5万分の1程度の地図に記入し別途添付すること。			

評価項目	評価基準	評価点
災害時の体制		
災害復旧のための資材備蓄について	4項目	10
(下館河川事務所各出張所管理区域から直線距離で50 km 以内にある市町村内) 公告文参照	3項目	8
	2項目	5
	1項目	3
	0項目	0
	注)評価項目 ○土砂500m <sup>3</sup> 以上、 ○碎石・栗石200m <sup>3</sup> 以上、 ○大型土嚢袋(容量1m <sup>3</sup> )100袋以上 ○敷鉄板(厚さ22mm、1.5m×6m) 100 枚以上を評価する。	
※保有先等を5万分の1程度の地図に記入し別途添付すること。		
評価項目		
人員の体制		
災害復旧のための技術者の確保について。なお、技術者の資格は次のどれかの資格を有する者とします。 ・1級土木施工管理技士 ・2級土木施工管理技士 ・1級建設機械施工技士 ・2級建設機械施工技士 ・技術士(建設部門、農業土木、森林土木、総合技術監理部門のいずれか)の資格を有する者	(自社)技術者20人以上	5
	(自社)技術者10人～19.5人	3
	(自社)技術者0.5人～9.5人	0
	(自社)技術者0人	欠格
	注)ただし、2級土木施工管理技士、2級建設機械施工技士は、1人に対して0.5人として評価する。	
災害復旧のための作業員の確保について	作業員20人以上	5
※協力会社については、その証明ができる書面等を別途添付すること。	作業員10人～19.5人	3
	作業員0.5人～9.5人	0
	作業員0人	欠格
	注)協力会社の作業員は、自社の作業員1人に対して0.5人として評価する。	

評価項目	評価基準	評価点
協定締結状況		
平成19年度以降、下館河川(工事)事務所との災害協定の締結状況	あり	5
	なし	0
申請時における他事務所、県及び市町村との協定締結状況 ※協定書・契約書等の写しを別途添付すること。	0～1 件	5
	2～3 件	3
	4 件以上	0

評価項目	評価基準	評価点
工事の実績		
平成14年度以降、下館河川(工事)事務所発注における工事で元請けとしての施工実績	10件以上	5
	5～9件	3
	1～4件	0
	0件	欠格
平成14年度以降、下館河川(工事)事務所発注における維持修繕工事(除草を含む)で元請けとしての施工実績	2件以上	5
	1件	3
	0件	0
平成27年4月1日から平成29年3月31日までの工事成績評定点の平均点が2年連続で60点未満。		欠格
優良工事表彰の有無		
過去2年間の優良工事表彰の有無。関東地方整備局(港湾空港関係を除く)発注工事における平成28年度又は平成29年度に受けた優良工事表彰の有無を記載する。 優良工事表彰がある場合には、工事名、CORINS 登録番号、発注機関、(事務所名等)、工期、表彰内容(局長表彰、事務所長表彰)を記載する。 ※表彰が確認できる表彰状の写しなどを別途添付すること。	局長表彰あり	2
	事務所長表彰あり	1
	表彰なし	0
難工事施工実績		
「難工事指定」対象工事の施工実績。「関東地方整備局(港湾空港関係を除く。)発注工事において「難工事指定」された工事のうち、平成28年1月1日以降に完成した施工実績の有無」 ※公告文(「難工事指定」の試行対象工事である部分)の写しを提出すること。 ※工事成績評定点の合計が70点以上の工事について評価するので、工事成績評定通知書の写しを必ず添付すること。添付がない場合は評価しない。 ※経常建設共同企業体にあつては、全て	実績あり	1
	実績なし	0

の構成員について実績がある場合に限り評価する。		
-------------------------	--	--

評価項目	評価基準	評価点
<b>災害工事功労表彰等の有無</b>		
「災害工事功労表彰」等の有無。 下館河川事務所が発注工事において平成28年度又は平成29年度に受けた「災害工事功労表彰」「難工事功労表彰」「工事安全表彰」「工事功労者表彰」の有無を記載する。 ※表彰が確認できる表彰状の写しなどを別途添付すること。	表彰あり	2
	表彰なし	0
<b>地理的条件</b>	<b>評価基準</b>	
各出張所管理区間までの直線距離が50km以下の市町村に建設業法に基づく本社又は本店を有する。 ※5万分の1程度の地図に記入し別途添付すること。	10km以内	10
	10kmを超え20km以内	6
	20kmを超え30km以内	3
	30kmを超え50km以内	0
	50km超え	欠格

評価項目	評価基準	評価点
<b>災害時の事業継続力認定</b>		
申請書及び資料の提出期限時において、関東地方整備局が「災害時の基礎的事業継続力を備えている建設会社」として認定した会社 ※認定が確認できる認定書の写しを別途添付すること。 ※経常建設共同企業体にあつては、全ての構成員について認定がある場合に限り評価する。	認定あり	5
	認定なし	0

#### 6. 協定期間及び協定社数

協定期間：平成30年4月1日から平成33年3月31日まで。

※協定締結日は平成30年4月2日(月)とする。

協定社数：30社程度とする。(各出張所4社程度)

#### 7. 申請書の交付及び提出

##### (1) 申請書等の交付

1) 下館河川事務所のホームページにて交付する。

HPアドレス： <http://www.ktr.mlit.go.jp/shimodate/>

2) 交付期間：平成30年2月1日(木)～平成30年2月22日(木)

8:30～17:15まで(土曜日、日曜日、祝日を除く毎日)

3) 上記1)による交付方法で入手ができない場合は、記録媒体(CD-R等)を下記(5)問い合わせ先に持参することにより電子データを交付する。なお、この場合は、事前に下記(5)問い合わせ先にその旨、連絡するものとする。

この場合の交付期間についても上記2)と同様とする。

- (2) 提出方法  
提出方法は、郵送の場合は書留郵便等の配達記録が残るものに限る(下記(4)提出期間内に必着)。また、持参による場合は下記(4)の受付時間内に限る。なお、FAX、電子メール等によるものは、受け付けない。
- (3) 提出部数  
1部(袋とじ、割印)、紙によるもの
- (4) 提出期間および受付時間  
平成30年2月1日(木)～平成30年2月22日(木)  
8:30～17:15まで(土曜日、日曜日、祝日を除く毎日)必着
- (5) 提出場所及び問い合わせ先  
〒308-0841 茨城県筑西市二木成1753番地  
国土交通省関東地方整備局 下館河川事務所 管理課  
TEL 0296-25-2169(直通)

#### 8. 申請書作成等に対する質問

- (1) 問い合わせの方法  
質問書類の様式は任意とし、書類を持参、郵送(書留に限る)、又はFAXにより提出すること。
- (2) 提出期間および受付時間  
平成30年2月1日(木)～平成30年2月13日(火)  
8:30～17:15まで(土曜日、日曜日、祝日を除く毎日)必着
- (3) 回答期間及び回答方法  
1) 回答方法: 下館河川事務所ホームページ及び各閲覧場所・掲示板にて回答する  
2) 回答予定日: 平成30年2月16日(金)  
※閲覧等は、8:30～17:15まで(土曜日、日曜日、祝日を除く毎日)
- (4) 提出場所及び問い合わせ先  
〒308-0841 茨城県筑西市二木成1753番地  
国土交通省関東地方整備局 下館河川事務所 管理課  
TEL 0296-25-2169(直通)  
FAX 0296-25-2170(直通)

#### 9. 選定結果の通知等

- (1) 申請書を審査の上、選定結果を申請者に郵送による書面にて通知する。なお、通知日は平成30年3月14日(水)を予定している。
- (2) 協定締結できる者の選定後、災害対策用機械等の派遣等に関する条項が含まれた協定の締結についての意向確認をする場合がある。

#### 10. 締結できない者に対する理由の説明等

- (1) 上記9.において災害協定の締結ができないものとして通知を受けた者は、下館河川事務所長に対して締結できない理由について、書面(任意様式)により説明を求めることができる。
- (2) 提出方法 : 持参及び郵送(書留に限る。)  
※FAXによるものは受け付けない。
- (3) 提出期限 : 平成30年3月15日(木)～平成30年3月22日(木)  
8:30～17:15まで(土曜日、日曜日、祝日を除く毎日)必着
- (4) 提出場所及び問い合わせ先



- 上記8. (4)と同様
- (5) 回答期限及び回答方法  
平成30年3月27日(火)までに書面により回答する。

#### 11. 災害協定の締結等

- (1) 上記9. において災害協定を締結できる者として選定結果の通知を受けた者は、選定結果の通知に添付されている協定書2通に押印し、その内の1通と別添の調査票を作成し、合わせて返送するものとする。
- (2) 提出期限：平成30年3月15日(木)～平成30年3月30日(金)  
8:30～17:15まで(土曜日、日曜日、祝日を除く毎日)必着
- (3) 提出場所及び問い合わせ先  
上記8. (4)と同様

#### 12. その他

- (1) 調査票作成等に用する費用は、提出者の負担とする。
- (2) 本公告、協定書(案)、協定区間、申請書および調査票等の印刷物の請求には応じない。
- (3) 提出する申請書、調査票は、当目的以外には使用することはない。
- (4) 提出された申請書、調査票は返却しない。なお、差し替え・再提出は認めない。
- (5) 本公告、協定書(案)、協定区間、申請書および調査票については、下記に示す当事務所のホームページよりダウンロードしてください。

◆下館河川事務所ホームページアドレス <http://www.ktr.mlit.go.jp/shimodate/>

◆掲示・閲覧場所、期間および閲覧時間

##### 【掲示・閲覧場所】

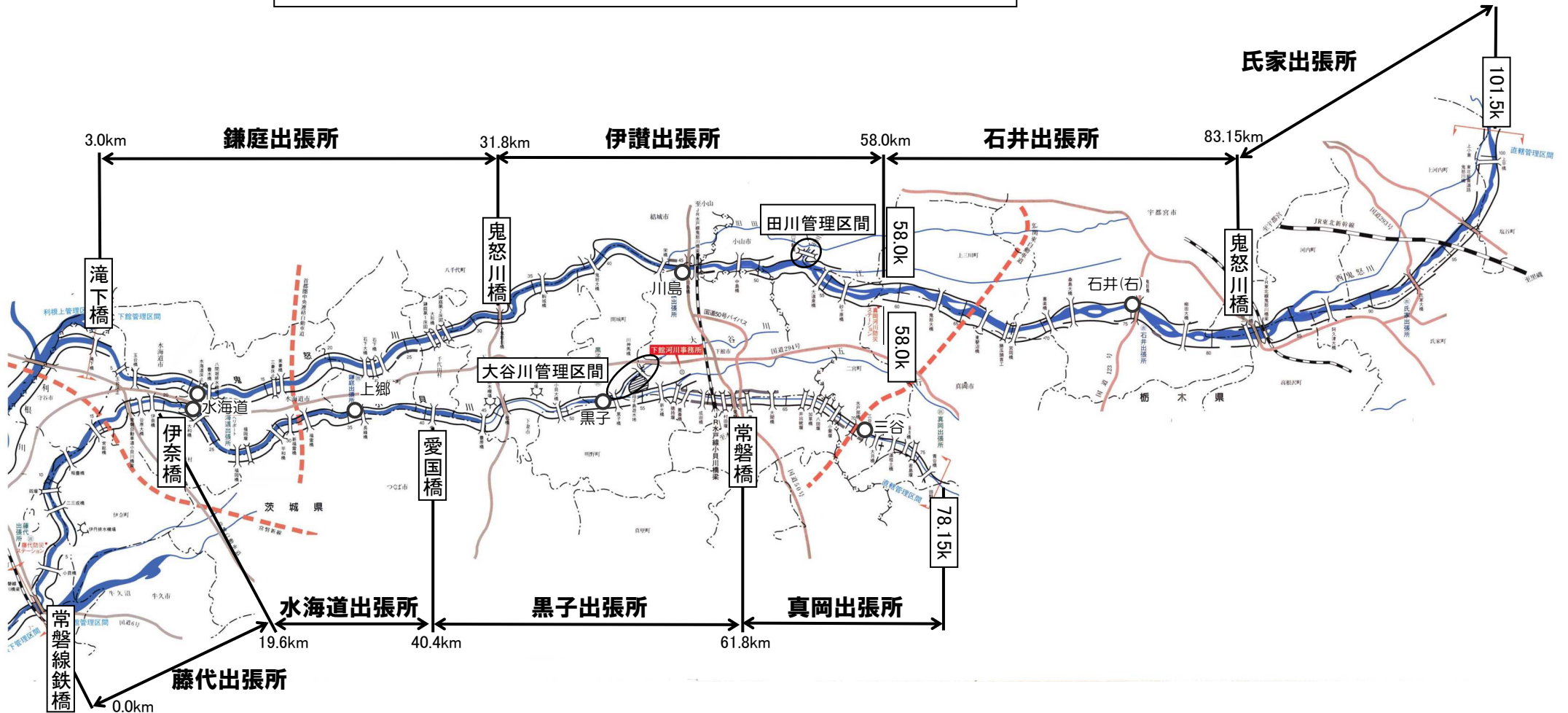
- ・国土交通省 関東地方整備局 下館河川事務所 閲覧コーナー掲示板及び各出張所 掲示板
- 下館河川事務所 (茨城県筑西市二木成 1753)
  - 鎌庭出張所 (茨城県常総市新石下 1302)
  - 伊讚出張所 (茨城県筑西市女方 173)
  - 石井出張所 (栃木県宇都宮市石井町 2347)
  - 氏家出張所 (栃木県さくら市大字大中 323-2)
  - 藤代出張所 (茨城県取手市小浮気 144-1)
  - 水海道出張所 (茨城県常総市水海道橋本町 3526-1)
  - 黒子出張所 (茨城県筑西市大字井上 890-6)
  - 真岡出張所 (栃木県真岡市田町 1518)

##### 【閲覧期間および時間】

- ・掲示・閲覧場所とも下記のとおり
- 平成30年2月1日(木)～平成30年2月22日(木)  
8:30～17:15まで(土曜日、日曜日、祝日を除く毎日)

以 上

河川災害応急復旧業務 出張所担当区間



## 【一般土木】申請書、調査票の提出にあたって

1.提出部数は1部、袋とじ、割印

2.下記、全ての書類を綴じ込んで下さい。

編纂順序 様式－1

様式2－1

様式2－1の添付書類（保有先位置図、協定書又は契約書の写し、  
CORINS・工事成績評定通知書等の写し）

様式2－2

様式2－2の添付書類（会社（本社・本店）から最寄りの直轄区間ま  
での地図）

3.提出書類は、様式－1を1ページとした通し番号を付するとともに全ページ数を表示  
すること（ページの例：P1／〇～P〇／〇）。

様式－1

(用紙は A4 とする)

## 協 定 参 加 申 請 書

平成 年 月 日

国土交通省関東地方整備局  
下館河川事務所長  
里村真吾様

住所 〒

代表者

印

「災害時における河川災害応急復旧業務に関する協定【一般土木】」に参加したく申請いたします。

担当者:

部署:

電話番号:  
内線

FAX番号:

メールアドレス:

## 河川災害応急復旧業務【一般土木】に関する調査票(1)

会社名 \_\_\_\_\_

### 1. 資機材

	項 目	規 格	数 量	保有先住所
資 機 材	バックホウ	( m <sup>3</sup> )	台	
	ブルドーザー	( t)	台	
	ダンプトラック	( t)	台	
	移動式クレーン	( t吊)	台	
	土砂		m <sup>3</sup>	
	砕石・栗石		m <sup>3</sup>	
	大型土嚢袋		袋	
	敷鉄板		枚	

※保有先を5万分1程度の地図に記入し添付してください。

### 最寄りのリース会社

会社名、住所、直線距離	リースできる機械
会社名  住 所  最寄りの直轄区間までの距離	(手配できる機械及び規格(バックホウ、ブルドーザ、ダンプトラック、移動式クレーン)を記載)

### 2. 災害時における人員配置

	項 目	配置できる 人員	適 用
人 員	自社技術者	人	一級土木施工管理技士 人、二級土木施工管理技士 人、 一級建設機械施工技士 人、二級建設機械施工技士 人 技術士(建設部門、農業土木、森林土木、総合技術監理部門のいずれかの資格を有する者) 人
	自社作業員	人	
	協力会社作業員	人	

※協力会社については、その証明ができる書面等を添付してください。

### 3. 災害時の協定締結状況

協定・契約の別	期 間	協定・契約相手

※通年的に協定または契約を特定機関と締結している場合に記載してください。

※複数機関と締結している場合は、すべて記入してください。(当事務所分も含む)

※協定書または契約書(特記仕様書を含む)の写しを提出してください(当事務所分は不用)

### 4. 当事務所発注工事の施工実績

工事名	請負金額	工 期	施 工 場 所

※記載内容は、平成14年度以降、下館河川(工事)事務所管内における工事で元請けとしての施工実績(10件を超える場合は、代表的なもの10件)。

### 5. 当事務所発注維持修繕工事の施工実績

工事名	請負金額	工 期	施 工 場 所

※記載内容は、平成14年度以降、下館河川(工事)事務所管内における維持修繕工事で元請けとしての施工実績(2件を超える場合は、代表的なもの2件)。

6. 優良工事表彰の有無

優良工事表彰の有無 ※該当欄に○を記入	優良工事表彰あり		優良工事表彰なし	
工事名称	工事(CORINS登録番号 )			
工事成績評定	点			
優良工事表彰	局長	事務所長	(平成 年 月 日)	
発注機関名	国土交通省関東地方整備局		事務所	
施工場所	~			
契約金額	円			
工期	平成 年 月 日		~ 平成 年 月 日	

- ※記載する工事のCORINS(登録されていない場合は契約書(工事名、契約金額、工期、発注者、受注者の確認ができる部分))の写しを提出すること。  
 ※優良工事表彰された工事であることを証明する表彰状等の写しを添付すること。

7. 「難工事指定工事」の施工実績

難工事指定工事の施工実績 ※該当欄に○を記入	施工実績あり		施工実績なし	
工事名称	工事(CORINS登録番号 )			
工事成績評定	点			
発注機関名	国土交通省関東地方整備局		事務所	
施工場所	~			
契約金額	円			
工期	平成 年 月 日		~ 平成 年 月 日	

- ※記載する工事のCORINS(登録されていない場合は契約書(工事名、契約金額、工期、発注者、受注者の確認ができる部分))の写しを提出すること。  
 ※公告文(「難工事指定」の試行対象工事である部分)の写しを提出すること。  
 ※当該工事に係る工事成績評定通知書の写しを添付すること。

8. 災害工事功労表彰等の有無

下館河川事務所の発注工事において「災害工事功労表彰」「難工事功労表彰」「工事安全表彰」「工事功労者表彰」の	
表彰あり	表彰なし

- ※該当欄に○及び表彰年度を記入  
 ※表彰されたことを証明する表彰状等の写しを添付すること。

9. 災害時の事業継続力認定

関東地方整備局の「建設会社における災害時の事業継続力認定」に	
認定あり	認定なし

- ※該当欄に○を記入  
 ※認定されたことを証明する認定証の写しを添付すること。

## 河川災害応急復旧業務【一般土木】に関する調査票(2)

会社名 建設株式会社

○希望する出張所(管理区間)

希望の有無①	出張所名 (管理区間)	最寄りの直轄区間		備考
		距離(km)②	場 所 ③	
	鎌 庭			
	伊 讚			
	石 井			
	氏 家			
	藤 代			
	水海道			
	黒 子			
	真 岡			

※①希望の有無は、協定を希望する出張所名に○印を付けて下さい(複数可)。

希望しない又は申請者の条件に適合しない場合は空白として下さい。

②距離は、本社又は本店から最寄りの直轄管理区間の場所(③で記載)までの直線距離を記載して下さい。(5万分1程度の地図に記入し添付してください。)

③場所は、本社又は本店から最寄りの直轄管理区間の場所(各出張所ごと)の住所又は施設名を記載して下さい。

記載例: 宇都宮市石井町道場宿

祝橋(国道125号)、福岡堰

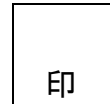


協定参加申請書

平成30年〇月〇日

国土交通省関東地方整備局  
下館河川事務所長  
里村 真吾 様

住所 〒〇〇〇〇-〇〇〇〇  
〇〇県〇〇市〇〇丁目〇〇番地〇〇号  
代表者 〇〇〇〇建設株式会社  
代表取締役社長  
〇 〇 〇 〇



「災害時における河川災害応急復旧業務【一般土木】に関する協定」に参加したく申請いたします。

担当者: 〇 〇 〇 〇

部 署: 〇〇本社〇〇部〇〇課

電話番号: 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇  
内線〇〇〇

FAX番号: 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

メールアドレス: 〇〇@〇〇〇〇

## 河川災害応急復旧業務【一般土木】に関する調査票(1)

会社名 ○○建設株式会社

## 1. 資機材

項目	規格	数量	保有先住所	
資機材	バックホウ	( 0.45m <sup>3</sup> )	1台	本社
	ブルドーザー	( 4t)	1台	本社
	ダンプトラック	( 10t)	2台	本社
	移動式クレーン	( 4.9t吊)	1台	本社
	土砂		1,000m <sup>3</sup>	資材置場(○○市○○町○○)
	砕石・栗石		500m <sup>3</sup>	資材置場(○○市○○町○○)
	大型土嚢袋		200 袋	資材置場(○○市○○町○○)
	敷鉄板		100 枚	資材置場(○○市○○町○○)

※保有先を5万分1程度の地図に記入し添付してください。

## 最寄りのリース会社

会社名、住所、直線距離	リースできる機械
会社名 ○○リース(株) 住所 ▼▼市□□町○○ 最寄りの直轄区間までの距離 ○km	バックホウ(0.7m <sup>3</sup> ) ブルドーザ(15t) ダンプトラック(4t) 移動式クレーン(10t吊) (手配できる機械及び規格(バックホウ、ブルドーザ、ダンプトラック、移動式クレーン)を記載)

## 2. 災害時における人員配置

項目	配置できる人員	適用
人員	自社技術者	10人 一級土木施工管理技士7人、二級土木施工管理技士3人、一級建設機械施工技士0人、二級建設機械施工技士0人 技術士(建設部門、農業土木、森林土木、総合技術監理部門のいずれかの資格を有する者)0人
	自社作業員	10人
	協力会社作業員	10人

※協力会社については、その証明ができる書面等を添付してください。

### 3. 災害時の協定締結状況

協定・契約の別	期 間	協定・契約相手
協定	H27.1.15～H28.1.14	〇〇県〇〇建設事務所
協定	H26.10.1～H27.9.31	〇〇市役所

※通年的に協定または契約を特定機関と締結している場合に記載してください。

※複数機関と締結している場合は、すべて記入してください。(当事務所分も含む)

※協定書または契約書(特記仕様書を含む)の写しを提出してください(当事務所分は不用)

### 4. 当事務所発注工事の施工実績

工事名	請負金額	工 期	施 工 場 所
〇〇築堤工事	63,000,000	H25.11.1 ～H26.5.31	〇〇県〇〇市〇〇地先

※記載内容は、平成14年度以降、下館河川(工事)事務所管内における工事で元請けとしての施工実績(10件を超える場合は、代表的なもの10件)。

### 5. 当事務所発注維持修繕工事の施工実績

工事名	請負金額	工 期	施 工 場 所
〇〇維持除草工事	73,500,000	H23.4.1 ～H24.3.31	〇〇出張所管内

※記載内容は、平成14年度以降、下館河川(工事)事務所管内における維持修繕工事で元請けとしての施工実績(2件を超える場合は、代表的なもの2件)。

6. 優良工事表彰の有無

優良工事表彰の有無 ※該当欄に○を記入	優良工事表彰あり	<input type="radio"/>	優良工事表彰なし
工事名称	○○低水護岸工事(CORINS 登録番号)		
工事成績評定	78 点		
優良工事表彰	局長 <u>事務所長</u> (平成26年 7月20日)		
発注機関名	国土交通省関東地方整備局○○河川事務所		
施工場所	○○県 ○○市・郡 ○○町・村 ○○地先 ～ ○○県 ○○市・郡 ○○町・村 ○○地先		
契約金額	78,750,000 円		
工期	平成 28年 10月 30日 ~ 平成 29年 3月 31日		

※記載する工事のCORINS(登録されていない場合は契約書(工事名、契約金額、工期、発注者、受注者の確認ができる部分))の写しを提出すること。

※優良工事表彰された工事であることを証明する表彰状等の写しを添付すること。

7. 「難工事指定工事」の施工実績

難工事指定工事の施工実績 ※該当欄に○を記入	施工実績あり	<input type="radio"/>	施工実績なし
工事名称	○○管内維持除草工事(CORINS 登録番号)		
工事成績評定	73 点		
発注機関名	国土交通省関東地方整備局○○河川事務所		
施工場所	○○県 ○○市・郡 ○○町・村 ○○地先 ～ ○○県 ○○市・郡 ○○町・村 ○○地先		
契約金額	84,000,000 円		
工期	平成 28年 4月 26日 ~ 平成 29年 3月 31日		

※記載する工事のCORINS(登録されていない場合は契約書(工事名、契約金額、工期、発注者、受注者の確認ができる部分))の写しを提出すること。

※公告文(「難工事指定」の試行対象工事である部分)の写しを提出すること。

※当該工事に係る工事成績評定通知書の写しを添付すること。

8. 災害工事功労表彰等の有無

下館河川事務所の発注工事において「災害工事功労表彰」「難工事功労表彰」「工事安全表彰」「工事功労者表彰」の	
表彰あり	表彰なし
	○(H25)

※該当欄に○及び表彰年度を記入

※表彰されたことを証明する表彰状等の写しを添付すること。

9. 災害時の事業継続力認定

関東地方整備局の「建設会社における災害時の事業継続力認定」に	
認定あり	認定なし
	○

※該当欄に○を記入

※認定されたことを証明する認定証の写しを添付すること。

## 河川災害応急復旧業務【一般土木】に関する調査票(2)

会社名 〇〇建設株式会社

○希望する出張所(管理区間)

希望の有無①	出張所名 (管理区間)	最寄りの直轄区間		備考
		距離(km)②	場所③	
○	鎌庭	5.3	鬼怒川橋(国道125号)	
○	伊讚	3.8	駒城橋	
	石井			
	氏家			
	藤代			
	水海道			
○	黒子	3.8	筑西市西保末地先	
	真岡			

※①希望の有無は、協定を希望する出張所名に○印を付けて下さい(複数可)。

希望しない又は申請者の条件に適合しない場合は空白として下さい。

②距離は、本社又は本店から最寄りの直轄管理区間の場所(③で記載)までの直線距離を記載して下さい。(5万分1程度の地図に記入し添付してください。)

③場所は、本社又は本店から最寄りの直轄管理区間の場所(各出張所ごと)の住所又は施設名を記載して下さい。

記載例: 宇都宮市石井町道場宿

祝橋(国道125号)、福岡堰

(案)

災害時における河川災害応急復旧業務【一般土木】に関する協定書

国土交通省関東地方整備局下館河川事務所長 里村真吾（以下「甲」という。）と、株式会社〇〇〇〇代表取締役 〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、洪水・地震等で発生した災害時（以下「災害」という。）における河川応急復旧業務【一般土木】（以下「業務」という。）の実施に関し、次のとおり協定する。

(目的)

第1条 この協定は下館河川事務所（以下「事務所」という。）が管理する河川施設等（以下「河川」という。）において発生した災害の応急復旧に関し、これに必要な建設機械、資材、労力等（以下「建設資機材等」という。）について、甲乙双方がその確保及び動員の方法を定め、もって災害の拡大防止と被害施設の早期復旧について、その円滑な運営を期することを目的とする。

(業務の範囲)

第2条 洪水、地震、水質事故等の緊急時の作業とする。

(業務の実施区間)

第3条 業務の実施区間は、別紙の事務所直轄管理区間(〇〇出張所管内)とその付近とする。

(業務の指示)

第4条 業務の指示は、甲または第3条に定める区間を担当する事務所職員等（以下「職員等」という。）が行うものとし、乙はその指示に従うものとする。

(業務の実施体制)

第5条 甲は、河川に災害が発生し必要と認めるときは、被害状況に応じて書面又は電話等の方法により乙に出動を要請するものとする。

2. 乙は、要請を受けた場合、直ちに被災状況を把握し、書面又は電話等の方法により職員等に報告し、甲又は職員等の指示による当該被害の応急復旧業務を実施するものとする。

3. 乙は、要請を受け業務を実施する場合、速やかに現場責任者（二級土木施工管理技士以上の資格を有する者）を定め、書面又は電話等の方法により職員等

に報告するものとする。

(業務の完了)

第6条 第5条第3項で定めた現場責任者は業務を完了したとき電話等の方法により、直ちに職員等へその旨を報告するものとする。

(業務の実施報告)

第7条 乙は、業務が完了したときは、作業開始時刻、作業完了時刻及び使用した建設資機材等を速やかに書面(様式-1)にて職員等に報告するものとする。

(契約の締結)

第8条 甲は第5条第1項により乙に出動を要請したときは、遅滞なく随意契約を締結するものとする。なお乙は随意契約の締結にあたり、法定外労働災害補償制度に加入しているものとする。

(建設資機材等の報告、提出)

第9条 乙は予め災害に備え第5条第2項の業務に際し使用可能な建設資機材等の数量を把握し、甲に書面により報告するものとする。

2. 乙は前項で報告した内容に著しい変更を生じたとき、または建設資機材等の現状について甲が特に報告を求めたときは、遅滞なくその資料を甲に提出するものとする。

3. 甲は、甲が保有する建設資機材について、予め書面により通知するものとする。

(建設資機材等の提供)

第10条 甲及び乙は、この協定に基づく災害の応急復旧に関しそれぞれからの要請があったときは、特別な理由がない限り相互に建設資機材等を提供するものとする。

(業務の特例)

第11条 乙は、甲が特に必要として第3条に規定する以外の区間に出動を要請したときは、原則としてこれに応ずるものとする。

(費用の請求)

第12条 乙は、業務完了後当該業務に要した費用を第8条により締結した契約に基づき甲に請求するものとする。

(費用の支払)

第13条 甲は、前条の規定により請求を受けたときは、その内容を精査し、第8条により締結した契約に基づき費用を支払うものとする。

(損害の負担)

第14条 業務の実施に伴い、甲、乙双方の責に期さない理由により第三者に損害をおよぼしたとき、または建設資機材等に損害が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

(法定外労働災害補償制度への加入)

第15条 災害協定に基づき請負契約を取り交わす時点において、乙は法定外労働災害補償制度に加入していなければならない。この際、当該法定外労働災害補償制度は、元請け・下請を問わず補償できる保険であるものとする。

なお、請負契約の条件となる法定外労働災害補償制度は、工事現場単位で随時加入する方式または直前1年間の完成工事高により掛け金を算出し保険期間内の工事を保険対象とする方式のいずれの方式であってもよいものとする。

(有効期限及び効力)

第16条 この協定の有効期限は平成30年4月1日から平成33年3月31日までとする。

ただし、乙が取引停止の事実や不渡りの情報、会社更生法・民事再生法の申請等があった場合、甲は書面による通告をもって協定解除を行うことができるものとする。

2. 乙が関東地方整備局長から「地方支分部局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年3月29日 建設省厚第91号）」に基づく指名停止期間中は、当該協定を適用しない。

ただし、予め関東地方整備局長の承認を受けた場合は、この限りではない。

3. 乙が関東地方整備局（港湾空港関係を除く）における一般競争（指名競争）入札参加資格業者のうち、一般土木及び維持修繕に登録されていない場



合はこの協定を適用しない。

(研修等への参加)

第17条 甲が業務遂行上必要と認められる訓練・研修等に関し、乙の参加を要請することができるものとする。

(協定の解除)

第18条 甲は、乙に対して本協定を締結するのが著しく不当と認められる場合、又は乙が甲に対して協定締結の解除の申し出があった場合は、甲乙協議のうえ、協定締結を解除することができる。

(協議)

第19条 この協定に定めない事項または疑義が生じた事項については、その都度甲乙双方が協議して定めるものとする。

(雑則)

第20条 この協定の証として本書を2通作成し、甲乙記名捺印のうえ各自1通を保有する。

平成30年 4月 2日

甲 国土交通省 関東地方整備局  
下館河川事務所長 里村 真吾

乙 住 所  
氏 名

(案)

災害時における河川災害応急復旧業務【一般土木】に関する協定書

国土交通省関東地方整備局下館河川事務所長 里村真吾（以下「甲」という。）と、株式会社〇〇〇〇代表取締役 〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、洪水・地震等で発生した災害時（以下「災害」という。）における河川応急復旧業務【一般土木】（以下「業務」という。）の実施に関し、次のとおり協定する。

(目的)

第1条 この協定は下館河川事務所（以下「事務所」という。）が管理する河川施設等（以下「河川」という。）において発生した災害の応急復旧に関し、これに必要な建設機械、資材、労力等（以下「建設資機材等」という。）について、甲乙双方がその確保及び動員の方法を定め、もって災害の拡大防止と被害施設の早期復旧について、その円滑な運営を期することを目的とする。

(業務の範囲)

第2条 洪水、地震、水質事故等の緊急時の作業とする。

(業務の実施区間)

第3条 業務の実施区間は、別紙の事務所直轄管理区間(〇〇出張所管内)とその付近とする。

2. 災害対策用機械の運搬・展開補助の実施区間は、事務所直轄管理区間とする。

(業務の指示)

第3条 業務の指示は、甲または第3条に定める区間を担当する事務所職員等（以下「職員等」という。）が行うものとし、乙はその指示に従うものとする。

(業務の実施体制)

第5条 甲は、河川に災害が発生し必要と認めるときは、被害状況に応じて書面又は電話等の方法により乙に出動を要請するものとする。

2. 乙は、要請を受けた場合、直ちに被災状況を把握し、書面又は電話等の方法により職員等に報告し、甲又は出張所長の指示による当該被害の応急復旧業務を実施するものとする。

3. 乙は、要請を受け業務を実施する場合、速やかに現場責任者（二級土木施工管理技士以上の資格を有する者）を定め、書面又は電話等の方法により職員等に報告するものとする。

4. 乙は、災害対策用機械の運搬・展開補助の要請を受けた場合、直ちに書面又は電話等の方法により作業員の数を出張所長に報告し、甲又は職員等の指示に

より当該被害箇所への運搬・展開補助を実施するものとする。

(業務の完了)

第6条 第5条第3項で定めた現場責任者は業務を完了したとき電話等の方法により、直ちに職員等へその旨を報告するものとする。

(業務の実施報告)

第7条 乙は、業務が完了したときは、作業開始時刻、作業完了時刻及び使用した建設資機材等を速やかに書面(様式-1)にて職員等に報告するものとする。

(契約の締結)

第8条 甲は第5条第1項により乙に出動を要請したときは、遅滞なく随意契約を締結するものとする。なお乙は随意契約の締結にあたり、法定外労働災害補償制度に加入しているものとする。

(建設資機材等の報告、提出)

第9条 乙は予め災害に備え第5条第2項の業務に際し使用可能な建設資機材等の数量を把握し、甲に書面により報告するものとする。

2. 乙は前項で報告した内容に著しい変更を生じたとき、または建設資機材等の現状について甲が特に報告を求めたときは、遅滞なくその資料を甲に提出するものとする。

3. 甲は、甲が保有する建設資機材について、予め書面により通知するものとする。

(災害対策用機械作業員数の報告)

第10条 乙は予め災害対策用機械(排水ポンプ車、照明車)の運搬・展開補助を行う作業員の数を把握し、甲へ書面により報告するものとする。

(建設資機材等の提供)

第11条 甲及び乙は、この協定に基づく災害の応急復旧に関しそれぞれからの要請があったときは、特別な理由がない限り相互に建設資機材等を提供するものとする。

(業務の特例)

第12条 乙は、甲が特に必要として第3条に規定する以外の区間に出動を要請したときは、原則としてこれに応ずるものとする。

(費用の請求)

第13条 乙は、業務完了後当該業務に要した費用を第8条により締結した契約に基づき甲に請求するものとする。

(費用の支払)

第14条 甲は、前条の規定により請求を受けたときは、その内容を精査し、第8条により締結した契約に基づき費用を支払うものとする。

(損害の負担)

第15条 業務の実施に伴い、甲、乙双方の責に期さない理由により第三者に損害をおよぼしたとき、または建設資機材等に損害が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

(法定外労働災害補償制度への加入)

第16条 災害協定に基づき請負契約を取り交わす時点において、乙は法定外労働災害補償制度に加入していなければならない。この際、当該法定外労働災害補償制度は、元請け・下請を問わず補償できる保険であるものとする。

なお、請負契約の条件となる法定外労働災害補償制度は、工事現場単位で随時加入する方式または直前1年間の完成工事高により掛け金を算出し保険期間内の工事を保険対象とする方式のいずれの方式であってもよいものとする。

(有効期限及び効力)

第17条 この協定の有効期限は平成30年4月1日から平成33年3月31日までとする。

ただし、乙が取引停止の事実や不渡りの情報、会社更生法・民事再生法の申請等があった場合、甲は書面による通告をもって協定解除を行うことができるものとする。

2. 乙が関東地方整備局長から「地方支分部局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年3月29日 建設省厚第91号）」に基づく指名停止期間中は、当該協定を適用しない。

ただし、予め関東地方整備局長の承認を受けた場合は、この限りではない。

3. 乙が関東地方整備局（港湾空港関係を除く）における一般競争（指名競争）入札参加資格業者のうち、一般土木及び維持修繕に登録されていない場合はこの協定を適用しない。

(研修等への参加)

第18条 甲が業務遂行上必要と認められる訓練・研修等に関し、乙の参加を要請す

ることができるものとする。

2. 乙は、災害対策用機械の運搬・展開補助を円滑に行うために甲が実施する操作訓練に参加しなければならない。

(協定の解除)

第19条 甲は、乙に対して本協定を締結するのが著しく不当と認められる場合、又は乙が甲に対して協定締結の解除の申し出があった場合は甲乙協議のうえ、協定締結を解除することができる。

(協議)

第20条 この協定に定めない事項または疑義が生じた事項については、その都度甲乙双方が協議して定めるものとする。

(雑則)

第21条 この協定の証として本書を2通作成し、甲乙記名捺印のうえ各自1通を保有する。

平成30年 4月 2日

甲 国土交通省 関東地方整備局  
下館河川事務所長 里村 真吾

乙 住 所  
氏 名